

## TPP をめぐる情勢—さらなる譲歩しか残されていない交渉

2014年6月

J C 総研所長・東京大学教授 鈴木宣弘

### はじめに

2014年4月7日の日豪 EPA(経済連携協定)の大筋合意、それに続く TPP の日米交渉で、畜産・酪農などが一番の「標的」になった。ただでさえ、飼料価格高騰と長引く TPP 交渉の先行き不安が何年も続き、投資できずに廃業する経営が増え、現場の意欲減退が深刻になって来ていたところに、国会決議を割り込んだ日豪での譲歩(冷凍牛肉で 38.5%→19.5%)、それに続いての TPP での米国への上乗せ譲歩(牛肉で 38.5%→19.5%→9%→さらなる要求)、さらに、特に乳製品の関税撤廃を強く求めるニュージーランドへの上乗せ譲歩の可能性と、TPP の大筋合意が先送りされても、今後もし崩壊的譲歩が続くであろう不安の中で、現場の経営者は、真綿でじわじわ首を絞められていくに等しい。

### 保身のために国民を犠牲にしてはならない

4月下旬、オバマ大統領を「国賓」として迎え、必死に擦り寄った日本の姿はきわめて惨めであり、この国が対等な独立国家とは到底言えないことを世界に晒した。総理自身が靖国参拝などで米国の怒りを招いたツケを払うために TPP で国民の食料を犠牲にすることをお土産にしようとするのは、自身の保身のために国民の命を差し出すような行為であり、一国の総理としてあるまじきことである。安保のためというが、食料こそが安全保障の基本ではないか。

### 国民を欺く「譲歩」が「前進」なのか

日米安保を「人質」にして共同声明の発表を遅らせてまで TPP での一方的譲歩を強要する米国の理不尽な圧力を目の当たりにして、日本国民も「米国の企業利益のために邪魔なものは命や健康を守る仕組みでも一切許さない」という TPP の正体を実感したはずだ。それに対して安倍総理が「大英断」で応じてしまうことが心配されたが、何とか凌げたかにも見えた。

しかし、「すでに合意に達したが、畜産農家の多い鹿児島県の衆議院の補欠選挙への影響も考慮し伏せた」という「密約説」も一部で流れたことからわかるように、米国の牛肉・豚肉業界や自動車業界からすると「もっと日本に譲歩させるべき」、日本側からすると「譲歩しすぎ」との批判を封じるために真相を

隠したのは間違いない。火のないところに煙は立たない。牛肉関税は現行の38.5%から9%、豚肉関税は最も安い価格帯で482円/kgから50円と大幅に引き下げ、コメについても米国向けの無税の特別輸入枠を設定する、などが一度は合意された。

しかし、リークしてしまえば、日米双方の反発が起こって「合意」が覆されかねないリスクもあるのに、なぜ推進派の某省幹部が漏らしたのか、某新聞が報道したのか、疑問が残るが、結果的に、米国側の「まだ足りない」の怒りが強まって、案の定の「ちゃぶ台返し」となり、5月の閣僚会合も大筋合意には至らなかった。現に、5月23日に米国・カナダ・豪州・NZの牛肉団体が関税撤廃を求め、5月28日に米国の豚肉、小麦、コメ、乳製品の団体が豚肉などの関税撤廃をしないなら日本を外せと、さらに、6月3日には米国の酪農生産者団体も意味ある市場アクセスの提供がないならTPPを支持しないと表明している。

しかし、いずれにせよ、米国の圧力に屈して日本が大幅な譲歩を重ねたことは間違いなく、今後もさらなる譲歩を続けるしか解決方法がないことが明らかになった中で、国民との約束を破り、日本の国益がずるずる「後退」していることを大問題にすべき事態なのに、多くの日本のメディアはTPPが「前進」したと賞賛しているのは異常だ。

### 「妥協してまで合意するな」の世論

イケイケムードを演出しようとするメディアとは裏腹に、今回の一連の様子を見て、世論は冷静になりつつあることもうかがわれる。産経新聞などの2014年4月26、27両日の世論調査で、TPP交渉の日米協議に関しては「妥協するくらいなら合意すべきではない」が53.9%で、「合意するために妥協はやむを得ない」の33.6%を上回った。さらに、5月17、18日の毎日新聞調査でも、

TPP合意に向けて日本が妥協すべきと思うか？

	全体	男性	女性
思う	38%	46%	31%
思わない	52%	48%	56%

TPPが成立した場合、国内の畜産農家に打撃があっても、安い外国産の牛肉や豚肉が入って来て、肉の値段が下がった方が良くと思うか？

思う	29%	37%	21%
思わない	62%	54%	69%

と、国産の重要性、農家への理解も高まっていることが大いに注目される。

## 誤報批判の前に情報隠蔽の異常さが問題

さらに言えば、今回の日米交渉を目の当たりにして、このような国民生活の根幹に関わる協定の内容が国民に秘密のまま、「いまは言えない」で進められてしまい、憶測に基づく報道や議論しかできずに、あとで「実はこうなっていました」ですまされてしまうことの異常さにもっと憤慨すべきではないだろうか。国民が知らされたときには、もう国民の将来がたいへんなことになってしまっているのである。そのような進め方が許されてよいはずはない。政府が出すべき情報を隠しておいて、メディアが誤報を流したと怒るのは筋違いである。政府自らが正確な情報を出さないことこそが問われるべきである。

## なし崩しに国益を後退させる姑息なごまかしへの怒りー「歯止め」でなく「突破口」になった日豪合意

そして、国益を守っているかのように見せかけて、国益のラインをどんどん後退させて、ごまかしている、この姑息なごまかしに、もっと憤慨すべきではないだろうか。このまま交渉を続けたら、自民党が守ると約束したはずの国益の「レッドライン」はどうなるのか。米国が TPP で日豪 EPA 合意以上の極端な要求をしてくるのは目に見えていた。しかし、日豪 EPA での合意内容を TPP での日米交渉の「レッドライン」にできるから、日豪でのある程度の譲歩はやむなしと説明して、日豪、TPP ともに「重要品目は除外または再協議の対象」(参考資料参照)の国会決議に抵触する譲歩が「正当化」された。そして、あっという間に、TPP の日米交渉では、日豪の水準をはるかに割り込んだレベルに突入している(牛肉では 38.5%→19.5%→9%→さらなる要求)。これ以上、なし崩し的に、約束したはずの守るべき国益のラインを後退させていくことは到底許容できるものではない。このまま不安な交渉が続けられたら、現場で頑張っている国内農家も我慢の限界を超え、もたない。

自動車についても、安全基準の緩和や日本市場での米国車のシェアの確保(5万台の最低輸入義務)を求めるなど、米国の要求は理不尽極まりないものであり、いよいよ交渉継続の意味が問われている。経済界も「米国の安全基準で○なら日本で×でも○にしろとは、食品の安全基準同様、国家主権の侵害だ。」と猛反発している。

なお、日豪 EPA には「最恵国待遇」条項が入っているため、TPP 交渉で日本が米国やニュージーランドと日豪 EPA を上回る条件で妥結した場合、同じ条件がオーストラリアにも適用される。

## 日豪 EPA の大筋合意

日豪 EPA（経済連携協定）は、2006 年末に、交渉入りの是非を検討する共同研究会報告が出され、2007 年 4 月 23 日から政府間交渉が開始され、7 年間の「漂流」を経たのち急展開して、ついに 2014 年 4 月 7 日、大筋合意に至った。「米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖など重要品目は除外または再協議の対象となるよう、政府一体となって交渉する」という衆参農林水産委員会決議は行われたものの、国内での猛反対を押し切って、官邸主導で交渉開始宣言をしたのは第一次安倍内閣で、今回の大筋合意を強行したのも、くしくも第二次安倍内閣である。

## 日豪 EPA がなぜ困難視されたか

なぜ日豪 EPA が大論争になったのかというと、日豪 EPA は、それまで我が国が締結した EPA に比べて、オーストラリアから日本への農産物輸出に占める日本側の重要品目の割合が極めて高い（牛肉、ナチュラル・チーズ、麦、砂糖、コメだけで、オーストラリアからの輸入の 5 割を超える）ため、従来のように重要品目を自由化対象の例外とすることが難しく、かつ、一戸当たり耕地面積が二千倍もあるため日本農業との生産性格差は最大であり、なおかつ、輸出余力も大きいいため、日本農業及び関連産業への打撃は最も大きいという特質があったからだ。

一方で、すでにオーストラリアの自動車・家電等、鉱工業品の輸入関税が低く、また現地生産も進んでいることから、日本の産業界の利益は最も小さいため、「最小の利益と最大の損失」が懸念された。

しかも、オーストラリアがこれまで締結した EPA は、関税撤廃の例外品目が非常に少ないのである。例えば、米国との場合、砂糖と主要乳製品以外は、すべて関税撤廃の対象となった。米国は、完全除外の砂糖のほかに、主要乳製品はオーストラリア向けの低関税枠の設定・拡大を約束し、関税撤廃は免れたが、牛肉は最終的には関税を撤廃することになった。タイとは、乳製品の関税撤廃期限を 20 年と長期にしたが、原則すべて関税撤廃を貫いた。

## 7 年も「漂流」したのちの急展開

案の定、オーストラリアは、日本に対しても、重要品目の関税の全廃を強硬に要求し続けたため、日本側も国会決議を盾に応じられないとの姿勢を変えず、平行線のまま 7 年が経過した。

それが、ここに来て、急展開したのは、オーストラリア側は、農産物の中でも最大の輸出品目である牛肉について、早く米国よりも有利な状況をつくる必

要が生じたことがある。日本が TPP 交渉参加を米国に承認してもらうための「入場料」として、BSE(牛海綿体脳症)に絡んで米国産牛肉に課していた輸入条件を昨年緩和したため、急速に米国産牛肉が日本市場でオーストラリアのシェアを奪い始めたので、これをくい止める必要が認識されたのである。低関税が適用される輸入枠について、過去数年間の平均でオーストラリアが了解したのも、このままでは、米国のシェアが拡大し、オーストラリアのシェアが低下してしまうので、米国のシェアが低い段階のオーストラリアの実績が確保できるならばメリットがあると判断したのである。

日本としては、極端な関税撤廃を求められる TPP よりも、TPP と同等の極端なものになりかねないと懸念された日豪 EPA を、少しでも柔軟な形で決着できれば、「TPP よりはました」という雰囲気醸成され、双方に歩み寄る環境が生じたのである。結果として、日豪 FPA は、当初懸念されたよりは、柔軟な形で決着したことになる。

当該国のみに対する重要品目の無関税または低関税の輸入枠の設定という手法は、日墨 FTA などでも使われてきた妥協策で、手法自体は今回が初めてではない。

#### 日墨(メキシコ)EPA の牛肉に関する合意内容

	1・2年目	3～5年目
牛肉 (調製品を含め 21 品目)	市場開拓枠 (無税 10t)	枠内税率:冷凍・冷蔵 30.8%, 内蔵、タン 7.6%, ほほ肉 30.0% 枠数量:3千t→6千t

資料: 農林水産省(平成 18 年 9 月 21 日)

#### 国会決議との整合性

しかし、今回のような最大規模の輸出国に対する牛肉(冷凍 19.5%, 21 万 t、冷蔵 23.5%, 14.5 万 t)、ナチュラル・チーズなどの低関税・無関税枠の設定は、やはり、「重要品目は除外または再協議の対象となるよう、政府一体となって交渉する」という日豪 EPA 交渉に関する衆参農林水産委員会決議に反すると言わざるを得ない。

#### 万全な国内対策の必要性

国会決議を割り込んだ譲歩による国内の畜産・酪農や関連産業への影響を回避し、現場の不安を払拭するため、万全の国内対策をセットで提示する必要がある。

ある。牛肉の関税削減の影響は、乳価価格はもちろんだが、交雑種(F1)や和牛にもある程度平行な価格下落を引き起こし、酪農家の子牛販売収入も減少させる。関税収入の減少の一方で、生産コストと粗収益との差額補填(新マルキン)の単価が大きくなるが、必ず財源を確保して満額が支給できるよう手当する必要がある(現状でも財源不足で満額支払いができない地域も出てきている)。ただ、赤字の8割補填で、農家も1/4負担しているから、実質は $0.8 \times 0.75$ で6割補填にしかになっていない。この点の拡充も検討されるべきである。

酪農経営については、さらに、チーズなどの無税輸入の増加が乳製品価格の下落が加工原料乳価の下落を引き起こす。補給金単価が固定的な現状では、これに十分に対応できないので、生産コストと市場価格との差額を伸縮的に補填できる仕組みに変更する準備が不可欠である。

牛肉の価格下落は、競合する豚肉や鶏肉の価格下落にもつながる。こうした畜産・酪農への影響を回避することをしっかりと示さないと、ただでさえ、飼料価格高騰と長引くTPP交渉の先行き不安から、投資できずに廃業する経営が増えてきている中で、我が国畜産・酪農への打撃は広がり、同時に、飼料米の増産による水田農業政策の構想も立ちゆかなくなる。

### **TPP交渉の難航をどう受け止めるか=いつ急展開するかは予断を許さない**

TPP交渉は昨年末に続き、2月の閣僚会合の合意にも失敗し、4月のオバマ大統領訪日、5月のTPP閣僚会合でも大筋合意には至らず、少なくとも11月の米国の中間選挙が終わるまでは進まず、その後「漂流」といった「楽観論」も広がっている。しかし、過去の貿易交渉でも、大丈夫と言われていたのに急展開したことは何度もある。

2月25日のシンガポールでの決裂の日の夜のテレビで、4月のオバマ大統領訪日時の決着可能性についての筆者の懸念に対して、ある閣僚は「総理に牛肉、豚肉、チーズの関税がどうだという議論をしてもらうわけがない。」と発言し、4月のオバマ大統領の訪日に合わせて、安倍総理の最終決断で決着というシナリオが間に合わないことを強く示唆した。しかし、安倍総理は「自身が最終決断する美学」を重視している。国内の反対の声を無視して日豪EPA交渉開始を決めたのも安倍総理だったことを思い起こす必要がある。そして、先述のとおり、そのオバマ訪日は、最悪の悪夢を回避したかに見えたが、実は一度は合意していたのである。

確かに、米国も業界の突き上げが厳しく、11月の中間選挙前に政権の支持基盤の業界や環境団体の反発を受けるような形の妥結をしたら選挙が戦えない。

米国議会では、オバマ政権に TPP を進める一括交渉権限を与え、議会は Yes か No で決めるだけでよいとする「ファストトラック」の付与にも与党議員の 2/3 以上が反対し、上下両院の院内総務さえ、公然とオバマ大統領に TPP の一括交渉権限を与え、る法案を審議しないと明言している。これが得られないと、米国政府が TPP に合意しても議会で変更要求が噴出して収拾がつかなくなる可能性が高い。こうした中、議会の支持を得やすくするため、TPP 交渉相手国に対しては、より強硬な主張をしていくことになる。

そうなると、今後も、米国はほとんど譲歩せずに各国に一方的な譲歩を迫り続けることになり、そのような中で、日本が総理の「英断」として、さらに身ぐるみ剥がされる譲歩で TPP 交渉を妥結させてしまうようなことになったら、こんどこそ悪夢では済まない。

## 日本農業悪玉論

日米の関税交渉で日本の農産物が譲らないから決まらないという指摘が内外から出ている。「日本が農産物で降りさえすれば TPP は妥結する」と吹聴し、日本の農産物交渉を追い込んで、譲歩させようとする露骨な意図が見える。これは間違いだし、危険だ。TPP 交渉が、なぜここまでもつれているのか。なぜ各国がそれほどにまで反発しているのかを考えてみれば、すぐわかる。

マレーシアが、特許を強化して安い薬の製造をさせないことに反発している。これはマレーシアだけの問題ではない。ベトナムなどの国有企業に対しての要求について、ニュージーランドの Jane Kelsey 教授は、「米国の条文案は、要するに米国企業が海外市場で一切の不利益を受けない、一切の差別を受けないということを目的に作られている。」と指摘している。「米国企業に対する一切の不利益と差別を排除する」ことを至上命題として各国の制度の廃止や改変を迫り、従わないと ISDS(投資家対国家紛争処理)条項で損害賠償させるという「脅迫」は、ベトナムの国有企業にとどまらず、米国も含め、各国国民の安全・安心な生活を脅かす重大な事態である。だから、オーストラリアも ISDS に反発している。理不尽な要求を一方的に押しつけ、まったく妥協の余地を示さない米国の姿勢には、各国とも、とても応じられないということだ。

つまり、我々が当初から指摘してきた「米国の企業利益のために邪魔なものは命や健康を守る仕組みでも一切許さない」という TPP の本質が露骨に現れているのである。日本の国民は、ベトナムやマレーシアやオーストラリアの根強い反発が、このような国民の命や健康、暮らしにかかわる重大問題に根ざしているものであり、それは、日本国民にも降りかかってくる問題として、深刻に受

け止め、他国とともに反対すべき重大事態なのだということを再認識する必要がある。日本では、日米の農産物(と自動車)問題だけが解決すれば終わりかのように報道されがちだが、まったく事実と異なる。

### **消費者の健康リスクの問題を認識すべし＝国内禁止薬剤の輸入にも適用するのが関税引き下げの条件**

そして、農産物関税の問題は農家が困るだけの話で、消費者は安い食品が手にはいるからいいではないか、との声に対しては、次のような情報を共有したい。

#### **・牛肉の成長ホルモン**

牛肉関税が下がり、オーストラリア産や米国産牛肉が増えると、一部で発ガン性リスクが懸念され、日本では使用が認可されていない成長ホルモン入り牛肉の輸入がさらに増えることになる。

EU は成長ホルモンが入っているとして米国産牛肉の輸入を拒否しているが、オーストラリア産を拒否していないので勘違いしている人が多いが、オーストラリアが EU 向けについては、成長ホルモン未使用を証明しているため、輸入が認められているのであり、日本向けのオーストラリア産牛肉は、特別な場合を除き、成長ホルモンが入っている(所管官庁に確認済み)。牛乳の遺伝子組み換え成長ホルモンについては後述。

#### **・ラクトパミン**

ラクトパミンには成長促進剤としての作用があり、牛や豚の飼料添加物として米国・カナダ・メキシコ・オーストラリアなどでは広く使用されているが、人体に影響がある(吐き気、めまい、無気力、手が震えるなどの中毒症状が現れる。特に心臓病や高血圧の患者への影響が大きく、長期にわたり摂取すれば染色体の変異をもたらし、悪性腫瘍を誘発することもある。)として、EU・中国・ロシア・台湾などでは使用を禁止し、輸入肉についても厳しく規制している(台湾は、米国からのラクトパミンを使用した牛肉の輸入は 2012 年に認めた)。日本では、国内での使用を認めていないが、輸入肉については残留基準値を設定して、一応検査をして対応している(まとまった情報は <http://www.tsukishiro.com/html/2013/6-4.html> などを参照)。

消費者は、農産物関税が下がることは農業だけの問題なのではなく、国民全体の命・健康のリスクの増大につながる問題なのだということをもっと認識す



の必要がある。そして、日本は、国内で禁止している薬剤については輸入品についても適用することを関税引き下げの条件として突きつけるべきである。

### **日本はよく頑張っているのか—反対の声が抑止力になっているのは確かだが**

日本の交渉部隊は、「国会決議を忠実に守り、よく頑張っているではないか」とも言われるが、これも間違いだ。すでに、国会決議は破綻している。国会決議には重要5品目(現在は「5項目」とか「5分野」と呼ぶ)を守ると書いてあるが、586品目を守るとは書いていない。ここが、ごまかしの一つのポイントになった。

586品目のうち、どれから譲っていくかのリストは、早くから準備されていた。現段階で、どこまで出しているかは正確にはわからないが、関税が比較的低くて、ほとんどがすでに輸入に頼っているもの、逆に、輸入実績がゼロで、需要がほとんどないと見込まれるものなどから一定程度を関税撤廃リストに入れている。

ただし、586をどこまで削るかは数合わせの側面もあり、米国としては、実利が問題になる。特に、米国の関心が最も高い牛肉・豚肉など、重要品目のコア部分の米国関心品目について、どこまで関税削減するか、米国向け輸入枠をどれだけ設定するかなどが焦点になっている。国会決議のもう一つのポイントは、「除外」は、関税撤廃の除外であって関税削減や一定数量内の無税枠の設定は否定していないとも読めることである。

### **取引材料のない「なし崩し」的譲歩の交渉**

しかも、問題なのは取引材料が残っていないのである。自民党が決議した「TPP交渉で守るべき国益」は、関税の「聖域」のほかに5項目あったが、そのすべてが、もう破綻している。軽自動車の税金の引き上げ、がん保険市場の明け渡し(全国の郵便局で米国保険会社ががん保険を販売する)、自由診療の拡大、BSE(牛海綿状脳症)に関する米国産牛肉の輸入条件緩和、防カビ剤の安全審査緩和とか、すでに二国間の協議で、「自主的に」譲り渡している。

自動車については、輸入検査の簡略化(実質的な安全基準緩和)を「入場料」(日本の交渉参加承認のための米国への「前払い金」)とし、軽自動車の税金も引き上げたが、まだ、さらなる米国の安全基準の採用などの要求が出され、一方で、米国の自動車関税は、当初から、「コメの関税撤廃の猶予期間と連動させる」とか「半永久的な猶予期間」(25~30年後に日本市場での米国車シェアが低かったら撤廃しない)などの議論で、はっきりされないままになっている。

ISDS 条項については、命や健康を守る仕組みも損害賠償させられるような条項に反対すると国会で決議しておきながら、交渉に参加したとたん、米国の「手下」のように賛成して、他国を攻めている。

国会決議を無視して、あれもこれも譲りますと、攻めるタマをすべて出してしまうてから、これだけは勘弁して、と言っても、さらに譲らされるだけで、これでは交渉にならない。

### **ISDS 条項が日豪で見送られたことの意義**

日豪で、オーストラリア側の強い要求で、ISDS 条項の導入が見送られたことも重視しなくてはならない。日本は、TPP 交渉に参加しても ISDS 条項に反対すると国会決議しておきながら、参加したとたんに、米国企業と一体的に、ISDS の導入を強力に主張しているが、この「公約違反」を日豪での合意を尊重して改めるべきである。EU も米国との FTA 交渉で ISDS を拒否すると表明した。日本も日豪での合意を尊重し、EU の対応も考慮して、ISDS に断固たる態度をとるべきである。

### **柔軟で互恵的な経済連携協定で TPP を葬る**

TPP を妥結しようとするれば、日豪を出発点に、さらなる譲歩を重ねるしかなくなる。したがって、いま覚悟を決めるべきは、せめて、ここで踏みとどまって、日豪 EPA での妥結水準が日本の最大限の譲歩であり、TPP でもこの「レッドライン」以上は「1mm たりとも譲れない」と突っぱね続けて、TPP を頓挫させることである。

一握りの人々の儲けのために大多数の生活を犠牲にする TPP のようなルールがアジア太平洋地域に広がることを阻止するための代替的な経済連携協定の候補として RCEP(日中韓、アセアン、インド、オーストラリア、ニュージーランド)があるが、RCEP を柔軟で互恵的な協定にする上での一番のネックがオーストラリアの強硬さであった。ここで、日豪が「最悪よりはまし」のレベルで合意されたのを受けて、今回の日豪の妥結ラインを日本が譲歩できる限界と位置づけて、RCEP、日中韓、日 EU などの協定を推進することで、TPP を葬る道筋をつけなくてはならない。

関税の「聖域」も崩壊した。軽自動車税金の引き上げ、がん保険市場の明け渡し、自由診療の拡大、BSE の牛肉輸入条件、ISDS に反対するなど、守ると政権党の決議や国会決議で約束した国益をほとんど全部差し出している。「国益が守れないならば、脱退も辞さない」と国会決議にも書いてある。しか

も、米国は譲歩の姿勢をまったく示さないで、「米国企業の不利益を一切認めない」姿勢を頑なに続けるのだから、どの国も交渉継続は難しいはずだ。農家や消費者の不安を、ずるずると引きずって先延ばしせずに、一日も早く TPP 交渉を中止すべきである。

TPP は農産部関税と自動車の問題だけではない。日本が踏ん張って TPP を頓挫させることが、ISDS、薬や医療、雇用、食の安全などについて、米国の理不尽な要求から各国の国民の命や健康、暮らしを守ることだと認識すべきだ。

### **【参考資料】 TPP 協定交渉の概括的現状（平成 23 年 12 月）（抜粋）**

（※本資料は、我が国の関係省庁が TPP 協定交渉参加国との協議を通じて、これまでに収集した情報をもとに作成したものです。）

#### **■ 2. 物品市場アクセス（物品の関税の撤廃・削減）交渉**

##### (1) 原則的目標

高い水準での自由化を目指しており、センシティブ品目については、「**除外**」（**特定の物品を関税の撤廃・削減の対象としないこと**）や、「再協議」（特定の物品の扱いを将来の交渉に先送りすること）は原則として認めず、「長期間の段階的関税撤廃」というアプローチをとるべきとの考え方を示す国が多い。

##### (2) 実態

各国の状況によって個別の対応を考える必要性を認めるとの考え方の国もあり、コンセンサスには至っていない模様。

（※参考）通常の貿易交渉と同様に、2011 年 1 月より、各国が品目ごとに、自国の関税撤廃・削減の提案（オファー）と、他の交渉参加国に対する関税撤廃・削減の要求（リクエスト）を交換した上で交渉を行っている。